

「犯罪被害者支援の実務とこれまでの歩みについて」

弁護士 菅野修

今回、平成29年度東北法学会大会の特別報告の機会を与えて頂き、大変光栄に存じます。

被害者支援については、長らく「被害者が置き去りにされている」と言われた時期がありましたが、社会的な関心、支援の高まりの機運を受け、これまでの法制度改革としては、平成12年5月の刑事訴訟法の改正（被害者の優先傍聴権、心情に関する意見陳述、刑事和解等）、平成16年の犯罪被害者等基本法の制定、その後、大きな変革として、平成20年12月の被害者参加制度の開始、被害者国選制度、損害賠償命令制度などがあります。

この間、宮城県内の被害者支援の動きとして、平成12年4月、みやぎ被害者支援センターが設立され、電話・面接相談、直接支援（病院、警察、検察庁、裁判所への付き添い、裁判代理傍聴、自宅訪問、生活支援等）、弁護士の紹介などを行っています。支援センターは、宮城県内の被害者支援の中心とも言える団体であり、マスコミ報道がされる重大事件での関与割合は大きいと感じます。平成23年3月には、「性暴力の被害者が二次被害を受けず支援を受けられるワンストップ支援センターを各地域に整備して欲しい」との閣議決定が為され、「魂の殺人」とも言われる性犯罪被害者の支援として、平成25年7月、支援センター内に「けやきホットライン」（性犯罪被害専用相談電話）が開設され、これを母体として、平成26年4月、みやぎ被害者支援センター、宮城県産婦人科医会、宮城県、宮城県警の4者協定により、性暴力被害相談支援センター宮城の運営が開始され、性犯罪被害の支援も広まっています。

宮城県警にも被害者支援室があり、室内には臨床心理士の心理カウンセラーが在籍、精神科医とも連携しながらカウンセリングを実施したり、医療費、一時避難場所確保のための公費負担、犯給法の説明・受付を行っている外、宮城県でDV・ストーカーの認知件数が全国一、という統計もあって、DV・ストーカー対策室を独立の課とし、平成27年4月、マンパワーを充実させて独立の県民安全対策課が設置されるに至っています。司法界としても、仙台地検の刑事政策推進室（被害者支援室を一元化）において、犯罪被害者支援制度の説明、法テラス、被害者支援センターへの橋渡し等を行っており、全国的に見ても、宮城県は、被害者支援に熱心で、支援活動も活発と言えるかと思います。

仙台弁護士会としても、平成20年4月から犯罪被害者支援窓口（コールバック制の無料電話相談）を開始し、年平均70～80件の相談を受け付けている外、最近では、平成28年4月にDV・ストーカー相談窓口の設置、その他、法テラスに犯罪被害者精通弁護士（犯罪被害に理解と経験のある弁護士）の推薦を行ったりしています。

被害者支援と一口に言っても、犯罪の発生、逮捕、起訴、刑事裁判、判決後の被害者・加害者の対話、被害弁償等、被害者のニーズは、事案・人・時期等によって様々で（被害弁償についても、補償を受けたい、一切受け取りたくない、加害者に謝罪を求めたい、一切の謝罪を拒否したいetc.）、多岐にわたる支援メニューがあります。これらの支援制度には、資力によって法テラスを含む弁護士費用の援助制度がありますが、弁護士費用の心配から弁護士相談を控えるケースもあり、残念ながら周知は不十分で、より一層努力する必要があると感じます。被害者参加についても、制度開始から10年目に突入し、法律、実務運用等の改善が必要と思われる点もあり、司法サイドのアプローチも重要、それ以外にも。犯罪被害の補償の拡充、ワンストップサービス、市町村による被害者支援条例の制定と支援等、まだまだやるべき

ことがたくさんあります。被害者支援はまだ道半ばです。

被害者支援には、単に法的サービスのみならず、生活支援、心理的ケア、裁判外、裁判後の支援等、弁護士のみならず、民間支援団体、捜査機関、司法、自治体含め、それぞれの役割を果たしつつ、相互に情報共有・意見交換、適切な連携が必要不可欠です。今後とも、被害者支援の自己研鑽をしつつ、相互の連携を深め、より充実した適切な被害者支援ができるよう、務めていきたいと考えています。

以 上